横浜市南部汚泥資源化センター
下水汚泥燃料化事業
モニタリング基本計画

平成 23 年 8 月 2 日

横浜市環境創造局

目　次

第１　総論 1
　１　モニタリング基本計画 1
　２　モニタリング実施計画 1
　３　モニタリング体制 1
　４　モニタリング対象業務 2
第２　設計及び建設段階のモニタリング 3
　１　モニタリング方法 3
　２　具体的なモニタリングの手順 4
　３　是正措置等 6
第３　管理運営段階のモニタリング 8
　１　モニタリング方法 8
　２　具体的なモニタリングの手順 9
　３　減額対象及び是正措置 10
　４　サービスの対価の減額等の方法 14
　５　サービスの対価の返還、契約の解除 15
　６　サービスの対価の構成等 16
第４　財務状況等に関するモニタリング 18
　１　財務状況等に関するモニタリングの概要 18
　２　財務状況等に関するモニタリングの方法 18
第５　契約期間終了時のモニタリング 20
　１　モニタリング方法 20
　２　確認方法 20
第６　本モニタリング基本計画への質問の受付及び回答 21
　１　質問の受付 21
　２　質問に対する回答 21

第１　総論

１　モニタリング基本計画

モニタリングを実効的に行うため、要求水準書で提示する性能規定の達成状況を確認し、サービスの対価の支払と連動させるためのモニタリング計画を早い段階から検討することは有意義であると考えられることから、要求水準書とあわせてモニタリング基本計画を提示しモニタリングの基本的な考え方を示すものである。

２　モニタリング実施計画

モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が民間事業者の提案により異なる場合もあるため、事業契約の締結後に「モニタリング実施計画書」を策定し、そこに定める。モニタリング実施計画書には、次の項目を含むものとして「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき本事業を実施する者として選定された者により設立された特別目的会社（以下「ＳＰＣ」とする。）が作成して横浜市（以下「市」という。）へ提出し、協議を行い市の承諾を得るものとする。

○モニタリング時期	○モニタリング内容	○モニタリング組織
○モニタリング手続	○モニタリング様式	

３　モニタリング体制

モニタリングは、市、ＳＰＣ及び金融機関にて実施する。市が実施するモニタリングは、基本的にＳＰＣが実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施する。ＳＰＣにおいては、ＳＰＣが事業を実施するにあたり業務を委託した企業（以下「受託企業」という。）によるセルフモニタリング等を活用して実施する。ＳＰＣに融資している金融機関はＳＰＣの財務状況等のモニタリングを実施する。

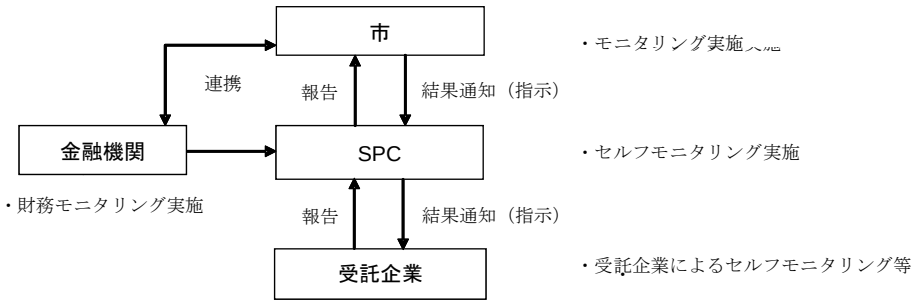

４　モニタリング対象業務

モニタリング対象業務は、以下の各段階の業務となる。

(1)　設計及び建設段階

(2)　管理運営段階

(3)　契約期間終了時

第２　設計及び建設段階のモニタリング

１　モニタリング方法

(1)　概要

設計及び建設段階におけるモニタリングは、本施設の整備に係る要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準書に基づき業務の管理及び確認を行った上で、ＳＰＣが自らにより確認し、市はその報告に基づき確認を行うものである。

ＳＰＣは、各業務の履行について要求性能確認計画書による確認を行うとともに、設計及び建設業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に要求水準書の内容を満たしているかどうかの確認を行い、市に報告を行う。

市は、ＳＰＣの報告に基づき確認を行うことを基本とし、ＳＰＣの提出する要求性能確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準書の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、市は必要と認めた場合は、施工状況の確認のため実地における確認を行う場合がある。

(2)　書類による確認

ＳＰＣは、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出して、要求水準の達成状況について確認を受ける。

ア　要求性能確認計画書及び同報告書

	提出書類	提出時期
①	要求性能確認計画書	設計着手時 設計完了時 建設工事着手前 その他業務の進捗に応じた必要な時期
②	要求性能確認報告書	随時

なお、要求性能確認計画書及び要求性能確認報告書の作成は、事業契約書等に定めるとおり各業務につき関係法令に基づく責任を負う者が実施するものとするが、ＳＰＣはこれを提出し包括的な責任を負う。

イ　各提出書類

	提出書類	提出時期
①	設計計画書	設計着手時

②	設計図書	設計完了時
③	施工計画書	建設工事着手前
④	工事監理計画書	建設工事着手前
⑤	工事監理報告書	建設工事中（月報）
⑥	出来高報告書	各事業年度終了時
⑦	試運転計画書及び性能試験計画書	各試験着手前
⑧	試運転報告書及び性能試験報告書	各試験完了時
⑨	完成図書及び完成届出書	建設工事完了時
⑩	その他市が必要とする書類	随時

市はＳＰＣに対して、業務実施状況についての説明又は書類の提出をいつでも求め、確認することができることとする。

(3) 現地における確認

市は、完成検査時点において要求水準書を満たしていることの確認が極めて困難である場合、同時点において要求水準書を満たしていない場合にその是正を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合若しくは施工品質を確保する上で特に重要な場合等で、施工の各段階で市が必要と認めた時には、ＳＰＣの業務内容が、設計図書、要求性能確認計画書、要求水準書に従っているかの確認を行う。市が現地における確認をおこなう場合には、ＳＰＣは立ち会うものとする。

なお、その際、市は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に係る費用は、ＳＰＣの負担とする。

２ 具体的なモニタリングの手順

設計及び建設段階のモニタリングの手順及びＳＰＣと市の作業内容は以下のとおりである。

(1) 設計段階

	ＳＰＣ	市
①	・設計の着手にあたり、要求性能確認計画書、設計計画書、業務担当者及び要求性能確認報告書様式を作成し、市へ提出する。	・内容をＳＰＣと協議し、確定する。
②	・設計図書の作成を行い、市へ提出する。	・内容が事業契約書、提案内容等に基づき設計していることについて、ＳＰＣと協議し、及び確認を行う。

③	・設計業務段階の要求性能確認報告書を作成し、市へ提出する。	・内容をＳＰＣと協議し、確認を行う。また、完了検査若しくは出来高検査の検査事項等について協議を行う。
④	・③の協議結果に基づき、出来高報告書等を作成し、市へ提出する。	・必要に応じて出来高検査を行う。
⑤	・設計業務完了後、設計図書等を市へ提出する。	・完了検査を行う。

(2)　建設段階

	ＳＰＣ	市
①	・建設の実施にあたり、施工計画書及び報告書様式の作成を行い、市へ提出する。	・内容をＳＰＣと協議し、確定する。 ・各種許認可の取得状況等を確認する。
②	・工事監理の状況の報告として、工事監理業務報告書（月報）を作成し、市へ提出する。	・内容を確認し、必要に応じてＳＰＣと協議する。 ・ＳＰＣが行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
③	・建設に係る試験又は検査が実施される場合、事前に試験計画等（試運転計画書、性能試験計画書等）を策定し、市の確認を得る。試験又は検査の実施後には試験報告書等を市に提出する。	・当該試験又は検査に立ち会うことができるものとする。 ・試験計画等、試験報告書等の確認を行う。
④	・各事業年度終了時（施設完成年度を除く）には、出来高報告書を作成し、市に提出する。	・出来高検査を行う。
⑤	・施設完成後、完成図書及び完成届出書を作成し、必要な書類を添えて、市へ提出する。	・完成検査を行う。
⑥	・完成検査終了後、検査済証、要求	・要求水準書等に規定された性能及び

	性能確認報告等の書類を提出する。 ・各種許認可の取得等を行う。	仕様を充足し、管理運営業務を実施し得る状態にあることを、ＳＰＣ立会いのもと速やかに確認する。

３　是正措置等

(1)　注意

市は、前項１に定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、提出された計画書や事業契約書等に従って設計及び建設されていないと判断した場合、口頭若しくは文書によりＳＰＣに対して注意することができ、ＳＰＣはこれに従い是正を行うものとする。注意後に、是正が見込まれない場合には文書による厳重注意を行うものとする。

(2)　是正勧告

市は、厳重注意を行っても是正が見込まれないと判断した場合、相当な猶予期間を定めて、ＳＰＣに対してその是正を勧告することができ、ＳＰＣはこれに従うものとする。

また、ＳＰＣの責めによりサービス購入料の支払が遅れた場合に生じる一切の損失は、ＳＰＣが負うこととする。

(3)　契約解除

市は、上記の再度の是正勧告を行い、これによっても是正が見込まれない場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

また、予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に、市は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

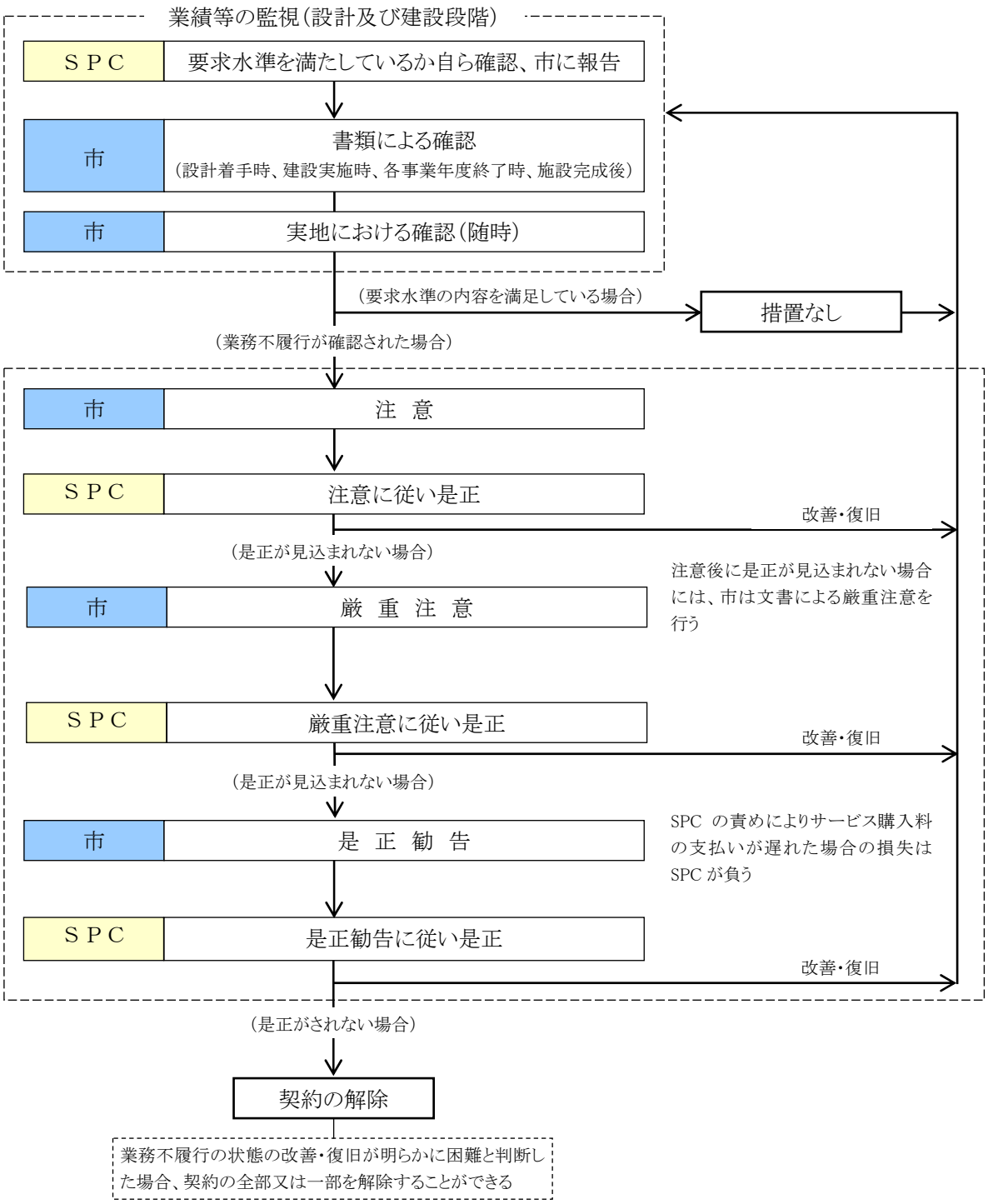

図２－１　設計及び建設段階のモニタリング

第３　管理運営段階のモニタリング

１　モニタリング方法

(1)　概要

管理運営段階におけるモニタリングは、管理運営業務に係る要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準書に基づき業務の管理及び確認を行った上で、ＳＰＣが自らにより確認し、市はその報告に基づき確認を行うものである。

ＳＰＣは、各業務の履行について要求性能確認計画書による確認を行うとともに、管理運営業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の管理運営状況を基に要求水準書の内容を満たしているかどうかの確認を行い、市に報告を行う。

市は、ＳＰＣの報告に基づき確認を行うことを基本とし、ＳＰＣの提出する要求性能確認報告書、各提出書類及び実際の管理運営を基に、要求水準書の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、市は必要と認めた場合は、管理運営状況の実地における確認を行う場合がある。

(2)　書類による確認

ＳＰＣは、業務従事者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自ら確認の上、次表の提出書類を、それぞれの確認時期までに市に提出して確認を受ける。

	提出書類	提出時期
①	管理運営業務実施計画書	管理運営期間開始 60 日前まで
②	月間管理運営業務実施計画書	前月 25 日まで
③	年間管理運営業務実施計画書	翌事業年度開始 30 日前まで
④	業務報告書（日報）	翌朝まで
⑤	業務報告書（月報）	翌月 10 日まで
⑥	業務報告書（年報）	翌事業年度開始 30 日後まで
⑦	年間施設管理運営状況報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
⑧	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書	翌事年度開始後３か月後まで
⑨	その他市が必要とする書類	随時

(3)　現地における確認

市は、管理運営段階のモニタリング実施にあたり、市が必要と認める時は、市は現地における確認を行う。ＳＰＣは、市の現地における確認に必要な協力を行う。

２　具体的なモニタリングの手順

管理運営段階のモニタリングの手順及びＳＰＣと市の作業内容は以下のとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、ＳＰＣが提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

	ＳＰＣ	市
計画時	・建設完了前に管理運営業務実施計画書を作成し、市へ提出する。 ・年間管理運営業務実施計画書、月間管理運営業務実施計画書、業務報告書（日報、月報、年報）等の様式を作成し、市へ提出する。 ・管理運営業務等の内容を網羅した各種計画書等を各提出時期までに作成し、市へ提出する。	・管理運営業務実施計画書等の内容をＳＰＣと協議し、確定する。 ・業務報告書の様式等の内容をＳＰＣと協議し、確定する。
日常モニタリング	・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務報告書（日報）にその内容を含める。 ・業務報告書（日報）を市へ提出する。 ・本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに市に報告する。	・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認する。
定期モニタリング	・業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務報告書（月報、年報）、年間施設管理運営状況報告書を提出する。 ・金融機関に対して随時提出する財務諸表を市にも提出する。 ・モニタリング結果の公表について、市へ協力する。	・業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果をＳＰＣへ通知（受領した翌日から 10 日以内）する。 ・定期的に施設巡回、業務監視、ＳＰＣに対する説明要求及び立会い等を行う。 ・モニタリング結果に基づき、サービス購入料の支払いを行う。 ・モニタリング結果について対外的

		に公表する。
随時 モニタ リング	・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。	・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、ＳＰＣに対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 ・市が是正指導等を行った場合、ＳＰＣからの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。 ・必要に応じて、燃料化物を有効利用する者等へヒアリングを行い、事実確認を行う。

※モニタリングの実施に際し、市に発生した費用は市が負担し、それ以外にＳＰＣに発生した費用（第三者機関による評価を含む。）はＳＰＣが負担する。

３　減額対象及び是正措置

(1)　減額対象及び是正レベルの認定

市は、管理運営業務が事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準等に従い、その是正レベルの認定を行い、ＳＰＣに通知する。

レベル１：燃料化施設の管理運営に軽微な支障がある場合等

レベル２：燃料化施設の管理運営に重大な支障がある場合もしくは南部汚泥資源化センター内にある他施設の管理運営に支障を及ぼした場合等

レベル３：市の承諾なく事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

事象例の一部を以下に示す。

レベル	事象例（一部）
レベル１	・業務報告の不備 ・故障等による設備の短期間の停止 ・作業場所等の整理状況が悪い場合 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行なわない場合 ・重要な連絡の不備
レベル２	・各種業務実施計画書に記載された内容の未実施が原因の故障による設備の停止 ・合理的な理由のない不具合等の放置

	・本施設見学者への対応が悪い場合 ・必要な分析業務が行われない場合 ・規定した温水熱量が供給されない場合 ・温室効果ガスが規定以上に排出された場合 ・市が本事業とは別途に発注する委託、工事等において、本施設が関連する事項に対し協力しない場合 ・南部汚泥資源化センターが主催する防災訓練等、敷地内で連携すべき事項について協力しない場合 ・本事業の業務に起因する南部汚泥資源化センター内の他施設の運転停止 ・頻発する故障等に対して必要な対策等を講じない場合 ・長期にわたり連絡若しくは報告がない場合 ・レベル1 に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと市が判断した場合
レベル３	・本事業で製造された燃料化物が、市の承諾なく事業契約書等と異なる有効利用がなされている場合 ・安全措置の不備による人身事故の発生 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・副産物の適切な引渡しがなされない場合 ・本事業で製造された燃料化物が、有効利用されることなく処分または不法投棄されていた場合 ・規定した市からの消化汚泥等供給量を、市との協議の上設定した受入日数及び受入時期のとおりに、本施設または汚泥ピット棟内汚泥ピットで受け入れない場合 ・事業契約書等に基づき市が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合 ・レベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと市が判断した場合

(2) 注意

市は、事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当する恐れがある場合、ＳＰＣに対して、当該業務の是正を行うように注意を行うものとする。

ＳＰＣは、市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も是正が見込まれない場合には、文書による厳重注意を行うものとする。

市は、是正対策を行わない場合もしくは事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、市は、直ちに是正指導を行うものとする。

⑶　是正指導

市は、事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、ＳＰＣに対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。

ＳＰＣは、市から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について市と協議を行い、是正対策と是正期限等を市に提示し、市の承諾を得るものとする。

市は、事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、市は、直ちに是正勧告を行うものとする。

⑷　是正指導の対処の確認

市は、ＳＰＣからの是正指導に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

レベル１の事象において是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。

⑸　是正勧告

市は、事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、又はレベル1 に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと市が判断した場合、市はＳＰＣに対して、書面により業務の是正勧告を行う。

ＳＰＣは市から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、市と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、市の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。

⑹　是正勧告の対処の確認

市は、ＳＰＣからの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

⑺　再度是正勧告

上記⑸におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、市は、ＳＰＣに再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、ＳＰＣの再度是

正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(8) 警告

市は、事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル３に該当すると認定した場合、又はレベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと市が判断した場合、市はＳＰＣに警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。ＳＰＣはその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。市は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、ＳＰＣの対処の確認を行う。なお、警告については、市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

４　サービスの対価の減額等の方法

(1)　減額ポイントの計上

市はＳＰＣに対して是正指導等を行った後、是正期間を経過しても当該是正の対象となった状況が是正されない場合、減額ポイントを計上、加算する。

是正 レベル	事象	減額ポイント
レベル１	燃料化施設の管理運営に軽微な支障がある場合等	各事象につき １日１ポイント
レベル２	燃料化施設の管理運営に重大な支障がある場合もしくは南部汚泥資源化センター内にある他施設の管理運営に支障を及ぼした場合等	各事象につき １日５ポイント
レベル３	市の承諾なく事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等	各事象につき １日10ポイント

<table>
<tr><th rowspan="2">是正
レベル</th><th colspan="2">減額ポイントの計上期間</th></tr>
<tr><th>計上開始日</th><th>計上終了日</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td rowspan="2">是正指導若しくは是正勧告後のモニタリングにより是正が認められない日（市が第３の３の(3)等により承諾した是正期限の翌日）</td><td rowspan="3">是正対策の実施により事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていると市が判断した日（ただし、水準及び仕様が満たしていることを各種データ等により証明できる場合には、水準及び仕様を満たした日を市が判断した日とする場合がある。）</td></tr>
<tr><td>レベル２</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>市が認定した日から計上</td></tr>
</table>

(2)　減額ポイントの支払額への反映

市のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、ＳＰＣに減額ポイントを通知する。サービスの対価の支払いに際しては、３か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって管理運営の対価の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額をＳＰＣに通知する。

上記の減額ポイントが合計される３か月とは、四半期毎の３か月（例：４月１日から６月30日）を示す。また、減額ポイントを反映するのは、当該四半期のサービスの対価とし、減額ポイントは翌四半期には持ち越さないものとする。

【減額割合】

３か月の減額ポイント合計	管理運営の対価の減額割合
0～9	減額なし
10～99	１ポイントにつき0.1%減額 （１%～約10%の減額）
100～199	１ポイントにつき0.2%減額 （20%～約40%の減額）
200～299	１ポイントにつき0.3%減額 （60%～約90%の減額）
300以上	100%減額

(3)　減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となるレベル１　、レベル２又はレベル３　の状態と認められたとしても、市がやむを得ない事由と認めた等の場合には、減額ポイントを加算しないことがある。

なお、市がやむを得ないと認める事由としては、レベル１、レベル２又はレベル３の状態になった要因が、ＳＰＣの過失以外の要因による場合やＳＰＣの過失の程度が著しく低い場合、天変地異などの不可抗力による場合等が挙げられる。

５　サービスの対価の返還、契約の解除

(1)　サービスの対価の返還

サービスの対価の支払後に、業務報告書に虚偽の記載のあることが判明した場合には、ＳＰＣは減額されるべきサービスの対価に相当する額に、減額されるべきサービスの対価を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、年3.1%の割合で計算した額（１年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を付して返還しなければならない。

(2)　支払停止

市は、ＳＰＣが再度是正勧告等に対応しなかった等の場合には、サービスの対価（管理運営の対価）の支払いを停止することができる。

なお、支払停止となる事由が解消された場合には、入札説明書の別紙１に定める支払時期に必ずしも拘束されずに支払うこととする。

(3)　管理運営業務を担う者の変更

市は、市の再度是正勧告に対応しなかった等の場合には、管理運営業務を行う者の変更をＳＰＣに請求することができる。

(4)　契約解除

管理運営業務を行う者の変更後も事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となった場合等には、市は一定期間内に契約を解除することができる。

６　サービスの対価の構成等

(1)　サービスの対価の構成

サービスの対価の構成の概要及び減額措置の関係を整理すると以下のようになる。なおサービスの対価の支払方法等については、入札説明書の別紙１に示す。

<table>
<tr><th colspan="3">サービス対価の構成</th><th colspan="2">減額措置等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">設計建設の対価</td><td>サービス購入料Ａ１</td><td>交付金相当</td><td rowspan="2">減額等の対象外</td><td rowspan="7">・契約解除の対象［第２－３（３）、第３－５（４）］
・返還の対象［第３－５（１）］</td></tr>
<tr><td>サービス購入料Ａ２</td><td>Ａ１以外の設計建設の対価</td></tr>
<tr><td rowspan="4">管理運営の対価</td><td>サービス購入料Ｂ１</td><td>固定費</td><td rowspan="4">減額等の対象［第３－４（２）］</td></tr>
<tr><td>サービス購入料Ｂ２</td><td>変動費</td></tr>
<tr><td>サービス購入料Ｂ３</td><td>修繕費</td></tr>
<tr><td>サービス購入料Ｂ４</td><td>ユーティリティ</td></tr>
</table>

(2)　消化汚泥等の年間処理量によるサービス購入料の変動

サービス購入料Ｂ２及びサービス購入料Ｂ４は、消化汚泥等の年間処理量に応じて変動する仕組みとしているため、計画年間処理量を上回って処理した場合にはインセンティブとなる（詳細は入札説明書の別紙１）。

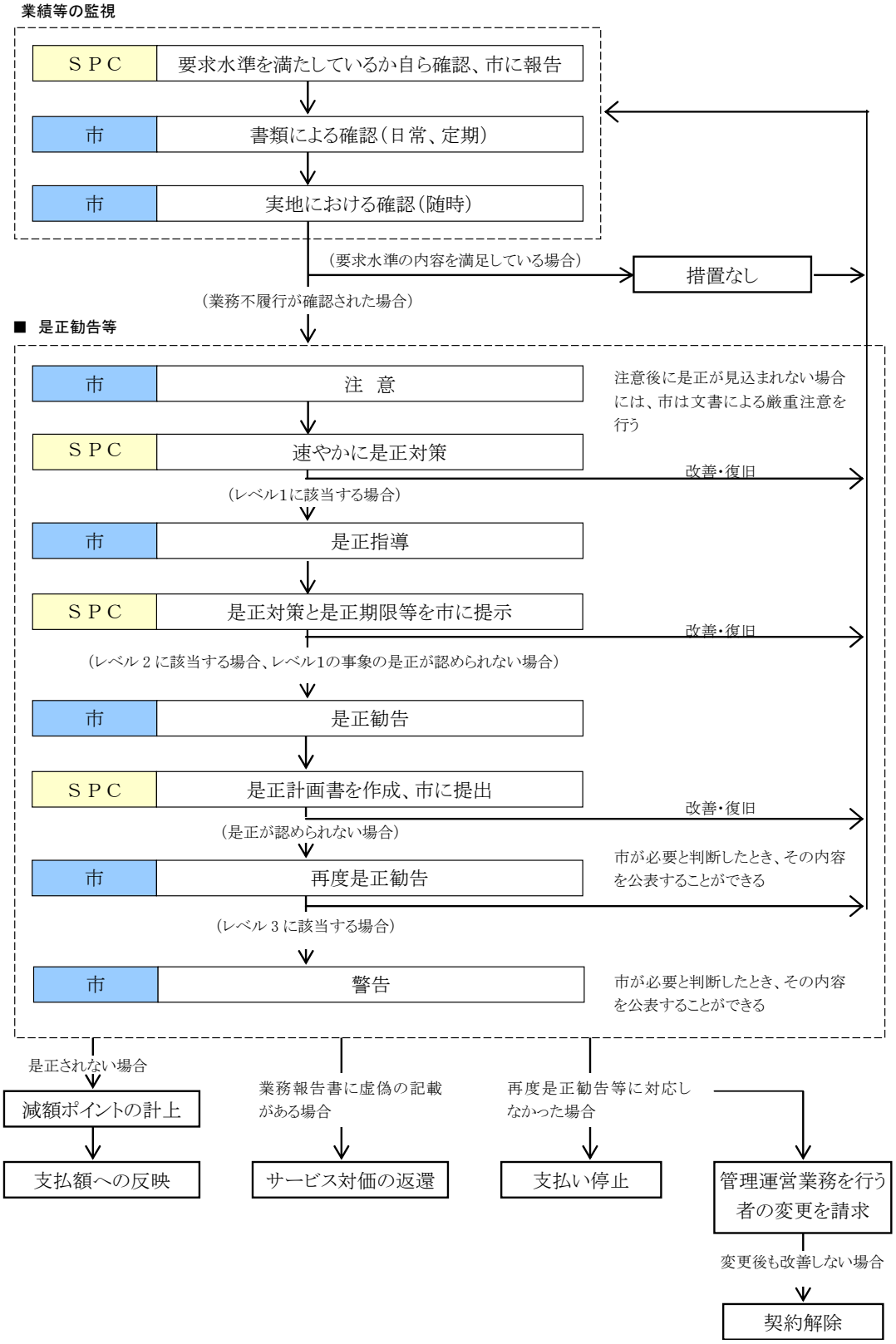

図３－１　管理運営段階のモニタリング

第４　財務状況等に関するモニタリング

１　財務状況等に関するモニタリングの概要

市は、本事業の実施者かつ最終責任者であることから、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいはＳＰＣが債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するため、ＳＰＣの財務状況等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。

具体的には、ＳＰＣの実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支のタイムリーな状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認、直接協定による金融機関との情報交換等、多様な方法によりＳＰＣの財務状況等について確認する。

市は、これらの確認について金融機関と協力して行う。

２　財務状況等に関するモニタリングの方法

⑴　財務状況に関するモニタリング

市は、公認会計士等による監査済みの財務書類等の提出をＳＰＣに義務付ける。これによりＳＰＣの財務状況を確認する。

これに加えて、会計データに反映される取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうかや、その結果がＳＰＣの財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。この際、ＳＰＣの財務書類では事業計画との関係が確認できない場合には、必要に応じて、会計データに反映される取引に関する契約書類や、ＳＰＣの実施体制、リスク対応、資金収支、ＳＰＣの経営活動等の確認を行う。

⑵　実施体制についてのモニタリング

市は、ＳＰＣの定款、登記簿謄本、株主名簿や、ＳＰＣが締結する契約等により、事業契約の締結前にＳＰＣが設立されたかどうか、業務遂行体制が事業計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

⑶　リスク対応についてのモニタリング

市は、ＳＰＣがリスク分担を図るための事業契約等を締結する段階において、事業計画に提案されたリスク対応として、保険の付保であれば保険契約の内容を、受託企業へ移転するのであればＳＰＣとの間で締結される契約の内容等を確認する。

⑷　資金収支についてのモニタリング

市は、財務書類の精査や、金融機関との連携を通じて資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、事業提案時若しくは事業年度計画見直し時点等における計画と事業契約の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績との整合性

を確認する。なお、整合性を確認する目的は資金収支上、概ね計画通りに事業が実施されていることを確認することであり、計画値と実績値の乖離を認めないという趣旨ではない。また、資金収支のモニタリングについて金融機関と連携する趣旨は、乖離があったときに金融機関の見識から問題点の有無等の分析を期待するものである。

【想定する具体的手順】

	対応者	対応内容
①	ＳＰＣ	・事業提案時または事業年度計画見直し時の資金収支計画と資金収支の実績を比較した表を毎年市に提出する。
②	市	・市は提出を受けた資料について、金融機関の意見を聞く。
③	金融機関	・金融機関は市からの依頼により問題点の有無等を確認する。（直接協定に盛り込むことを想定）
④	市	・金融機関との連携の結果、確認した結果をＳＰＣに通知する。 ・なお、重大な問題がある場合には直接協定にもとづく協議へ移行する。

(5) 経営についてのモニタリング

市は、ＳＰＣの経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、事業計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかを確認する。

(6) 金融機関との直接協定に基づくモニタリング

市は金融機関との直接協定に基づくＳＰＣの財務状況のモニタリングについては、財務状況以外の上記モニタリングについても金融機関との協力により行う旨を協定へ反映する予定である。

第５　契約期間終了時のモニタリング

１　モニタリング方法

(1)　市とＳＰＣは、事業期間終了５年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。

(2)　ＳＰＣは、事業終了時の１年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。

(3)　市は、(2)の報告内容について確認を行う。

(4)　市及びＳＰＣは、上記(3)による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。

(5)　ＳＰＣは、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、協議の結果反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認等を受ける。

２　確認方法

(1)　書類による確認

ＳＰＣは、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に市に提出して確認を受ける。

	提出書類	提出時期
①	本施設の取扱説明書	事業期間終了時
②	教育指導計画書	事業期間終了時
③	その他市が必要とする種類	事業期間終了５年前以降、随時

(2)　現地における確認

市は施設の現況が、上記(1)で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。ＳＰＣは、市の現地における確認に必要な協力を行う。

第６　本モニタリング基本計画への質問の受付及び回答

１　質問の受付

本モニタリング基本計画に対する質問の受付を、入札説明書の「第４－２．(3)」の要領にて行う。

２　質問に対する回答

質問に対する回答については、実施方針と同様に、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、下記要領にて公表する。（電話や窓口等での直接回答は行わない。）

公表日（予定）	平成 23 年９月 13 日（第一次） 平成 23 年 10 月 18 日（第二次）
ホームページアドレス（ＵＲＬ）	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgepfi/